



# しぶや青色

令和6年 5月号 第621号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

## << 新年度営業時間等のお知らせ >>

### ● 4月～8月の営業時間 ●

4月から8月30日(金)の期間は予約制です。

記帳相談、期限後確定申告等でのご利用は予約してお越しく下さい。

但し、源泉所得税や各種共済保険関係の方は予約なしでご利用いただけます。

また、源泉所得税納期の特例による源泉所得税の納期限は7月10日(水)となります。

\*\*\*\*\*

～ 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

### ● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

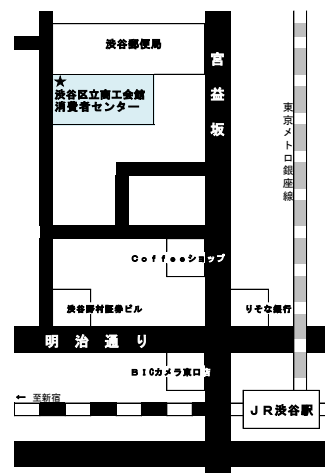
これから会計ソフトを使い始めようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります

日時	6月27日(木)・6月28日(金) 午前の部(一般編) 9:30~12:30 午後の部(不動産編) 1:30~4:30
会場	渋谷区立商工会館 渋谷区渋谷1-12-5 27日(木)は、5階“第一会議室” 28日(金)は、6階“クラブ室”
定員	午前・午後の部 各4名
費用	無料
申込	事務局までお電話どうぞ (TEL 3463-7043)



★お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

## 【 今月のスケジュール 】

5 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R6年のGW：カレンダー通りです

5月 7日 (火)：4～7月分会費口座引落

5月 8日 (水)：給与支払者向け定額減税説明会

5月15日 (水)：税理士による無料相談会

5月28日 (火)：第26回定時総会・於：東郷記念館  
事務局は午後閉館します

5月30日 (木)・31日 (金)・於：区立商工会館  
：やよい会計パソコン教室

5月31日 (金)：自動車税・軽自動車 税納期限

## 定額減税制度

給与支払者が青色専従者や従業員などの給与等から減税額の控除を行う場合、6年6月1日以後、最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書などにより、同一生計配偶者の有無や扶養親族（いずれも居住者に限る）の数を確認し、給与所得者本人分に加えてその人数に応じて月次減税を行います。以後、その人数に異動が生じても、月次減税額を再計算はしません。人数の異動によって生ずる定額減税の差額は、年末調整または確定申告によって精算（調整）します。

渋谷税務署 給与支払者向け「定額減税説明会」開催

	時間	場所	住所	定員
R6/5/8 (水)	10:00～11:30	渋谷区文化総合センター大和田4F	渋谷区桜丘町23-21	600人
	14:00～15:30	さくらホール		

※会場には駐車場がありません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

上記の開催予定は4月2日時点のものです。随時更新されますので、国税庁HPからご確認ください。

また、事前申し込み（国税庁LINE公式アカウントから）が必要です。



国税庁公式LINEアカウント ⇒

友達申請してください。

友だち追加はこちら

もしくは、渋谷税務署法人課税部門（源泉所得税担当）までお電話ください。

渋谷税務署 代表電話番号 03-3463-9181

納期限：7月10日 (水)

：6月分の支払い給与（賞与）から始めます。

減税額：所得税は一人30,000円

住民税は一人10,000円（所得制限等で減税の対象とならない人を除き、6年6月分は特別徴収をせず、定額減税を適用した後の税額を6年7月分から7年5月分の11カ月分で割って特別徴収します。

## ● 事務局からのお知らせ

### 労働保険に加入していますか？

労働保険とは労災保険と雇用保険（失業保険）を総称したものです。労働者（専従者を除く）を一人でも使用している事業主さんは一部の事業を除き、労働保険に加入しなければなりません。

- 令和6年4月から労働保険料率が変わります。
- 令和6年度の雇用保険料率の変更はありません。

#### ◇労災保険

業務中、業務が原因で起きた「負傷」「疾病」「障害」「死亡」または、通勤で災害を受けたとき必要な給付が受けられます。

#### ◇雇用保険

被保険者の方が、定年、倒産、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。

事業主さんや家族従事者なども労災保険に加入することができます。（特別加入制度）  
労働保険の申告、納付等の事務を事業主さんに代わって手続きしますので事務処理の負担が軽減されます。  
労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

#### 《労働保険計算例》

事業内容 飲食業／従業員数1名 支払い賃金総額400万円（交通費・賞与含む）

労災保険	$400 \text{万円} \times 3 / 1000 = 1 \text{万} 2 \text{千円}$ 事業の種類により 2.5/1000 から 88/1000 までに分かります。
雇用保険	●令和5年4月1日～翌年3月31日 $400 \text{万円} \times 15.5 / 1000 = 6 \text{万} 2 \text{千円}$ 雇用保険は事業主と従業員の折半になります。 事業の種類により 15.5/1000 から 18.5/1000 までに分かります。
一般拠出金	$400 \text{万円} \times 0.02 / 1000 = 80 \text{円}$

合計 74, 080 円

上記の労働保険料の他に、少ない事務手数料で青色申告会がお手伝いをいたします。

※労働保険に関するお問い合わせは、事務局 八木まで

## ● 6月の当会会員税理士による税務相談会

日時	6月19日（水）午前10時～午後4時
場所	（一社）渋谷青色申告会館
費用	無料（お一人様約1時間を予定）
予約制	6月3日（月）より電話予約開始



## ● 都税からのお知らせ

# 5月は自動車税種別割の納期です

令和6年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（水）に発送します。

5月31日（金）までにお納めください。

### <ご利用になれる主な納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ！！



※地方税統一QRコード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。  
詳細は主税局HPをご覧ください。



他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

### ～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。

（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

### 【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

主税局HP  
都税の支払い方法



## ● 青色共済からのお知らせ

本年の青色ドック受診希望の方は、事務局までお問い合わせください。

実施会場： 東京青色申告会館（千代田区九段南4-8-36）

実施予定日： 7月9日（火）、8月23日（金）、9月4日（水）、  
10月3日（木）、11月15日（金）、11月25日（月）

申し込み： 渋谷青色申告会事務局までお電話ください。

先着順となりますのでお早めにお申し込みください。

<03-3463-7043>